



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月25日火曜日 第15号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の変更..... (保健福祉課) ... 151
 指定医療機関の廃止..... (") ... 151
 指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 152
 登録研修機関の登録..... (") ... 152
 加入区の設定及び廃止(養殖共済)の一部改正..... (漁政課) ... 152
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 152
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... (") ... 153
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 153
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 154
 道路の供用開始(県道宇和島城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 155
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 155

公 告

電子カルテシステムの借入れ..... (障がい福祉課) ... 156

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 157
 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則及び愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 157

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 157

雑 報

環境影響評価方法書について..... (環境政策課) ... 158

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

令和元年6月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) いわむらクリニック	宇和島市吉田町魚棚20番地3	令和元年5月14日
(変更前) 岩村外科胃腸科		

○愛媛県告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年6月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
森 内 科	西条市三津屋南5-30	平成31年3月31日
新居浜中央薬局	新居浜市南小松原町13番40号	平成31年4月30日
平野調剤薬局	今治市北宝来町二丁目4-3	平成31年4月30日
城辺歯科	南宇和郡愛南町城辺甲163-1	令和元年5月1日

○愛媛県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	歯科矯正に関する医療（育成医療・更生医療）	令和元年 6月1日
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	口腔外科に関する医療（育成医療・更生医療）	令和元年 6月1日

○愛媛県告示第220号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。

令和元年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録を受けた者	かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
	名 称	所 在 地		
公益財団法人 介護労働安定センター 愛媛支部	公益財団法人介護労働安定センター 愛媛支部	愛媛県松山市一番町1丁目14番10号	令和元年 5月30日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第221号

加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成31年4月愛媛県告示第270号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、<u>小割り式1年魚ふぐ養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</u></p> <p>省略</p>	<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業_____、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p> <p>省略</p>

○愛媛県告示第222号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112

条第1項の規定による同意があったと認めたと、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年6月25日

愛媛県知事 中村 時 広

(東予地方局管内)

ひうち加入区

○愛媛県告示第223号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成27年6月愛媛県告示第848号)による保険に付すべき義務は、令和元年6月24日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

令和元年6月25日

愛媛県知事 中村 時 広

(東予地方局管内)

ひうち加入区

○愛媛県告示第224号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年6月25日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

R - 714

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第46号イ 水洗施設. 特定施設の能力, 1日当たり4.0立方メートル処理. 設置年月日, 平成29年9月28日. 特定施設の使用時間間隔, 間欠. 特定施設の1日当たりの使用時間, 12時間. 特定施設の使用の季節的変動の概要, あり(LC7-07製造時のみ排水). 特定施設から排出され, 水素イオン濃度(水素指数), 通常 6~8, 最大 6~8.

Table with 2 columns: 汚水等の汚染状態の値, 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 17,000, 最大 25,500. 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 420, 最大 630. 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 340, 最大 510. リン含有量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 850, 最大 1,280. 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル), 通常 4.0, 最大 6.0.

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

Table with 4 columns: 設置年月日, 平成21年1月31日. 処理施設の種別, 化学処理、生物処理及び物理処理. 処理施設の型式, 酸素ばっ気式活性汚泥処理方式. 処理施設の構造, 鉄筋コンクリート製. 処理施設の主要寸法, 縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル. 処理施設の能力, 1日当たり10,800立方メートル処理. 汚水等の処理の方式, 中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式. 処理施設の使用時間間隔, 連続. 処理施設の1日当たりの使用時間, 24時間. 処理施設の使用の季節的変動の概要, なし. 処理施設に, 項目, 処理前, 処理後. よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値, 水素イオン濃度(水素指数), 通常 8~12, 最大 8~12, 通常 7~8, 最大 6.6~8.7. 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 676.6, 最大 1,162.6, 通常 135.0, 最大 287.7. 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 261.0, 最大 881.5, 通常 19.1, 最大 71.4. 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 844.4, 最大 1,500.2, 通常 169.1, 最大 212.3. リン含有量(単位 1リットルにつきミリグラム), 通常 10.3, 最大 31.9, 通常 2.3, 最大 5.4.

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695
----------------------------	----------------------	----------------------

(2) シアン排水処理設備(北特排)

設置年月日	昭和60年3月30日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	晒液酸化分解処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル×4槽		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	晒液酸化分解処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9~12	通常 9.5~10.5 最大 9~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 77	通常 45 最大 77
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,856 最大 2,369	通常 1,867 最大 2,380	

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.6 最大 35.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.6 最大 45.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第225号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、保内町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月25日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	稲垣 洋志	八幡浜市保内町須川424番地
"	井上 健二	八幡浜市保内町喜木3番耕地279番地4
"	小野 淳也	八幡浜市保内町喜木1番耕地1188番地
"	河野 康史	八幡浜市保内町須川284番地
"	三堂 嗣夫	八幡浜市保内町喜木2番耕地193番地15
"	稲垣 憲定	八幡浜市保内町川之石11番耕地334番地2
"	坂本 正晴	八幡浜市保内町川之石6番耕地132番地
"	大和 真二	八幡浜市保内町川之石12番耕地72番地

"	大 上 昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地 3
"	菊 池 由 紀	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 3 番地 3
"	呉 石 圭 作	八幡浜市保内町宮内 3 番耕地11番地 2
"	河 野 幸 徳	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地603番地
"	清 水 稔	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地373番地 1
"	玉 井 大 介	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地1079番地
"	上 田 福 春	八幡浜市保内町磯崎1497番地 1
"	坂 口 正 三	八幡浜市保内町磯崎1792番地
"	柴 田 紳一郎	八幡浜市保内町広早474番地 1
"	二 宮 敏 行	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地902番地
"	高 島 浩	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地87番地 5
"	魚 崎 裕 司	八幡浜市保内町川之石13番耕地17番地 1
監 事	二 宮 英 士	八幡浜市保内町須川191番地 9
"	橋 岡 武 志	八幡浜市保内町川之石11番耕地110番 地
"	村 上 彰	八幡浜市保内町宮内 3 番耕地749番地
"	山 本 秀 徳	八幡浜市保内町広早464番地

"	岡 晋 一	八幡浜市保内町須川512番地 1
"	松 本 拓 也	八幡浜市保内町須川1112番地
"	平 家 清 茂	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地409番地
"	大 上 昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地 3
"	河 野 幸 徳	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地603番地
"	菊 池 篤 生	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地402番地 7
"	大 森 茂	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地726番地
"	屋 舗 憲 幸	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地990番地
"	菊 池 洋 一	八幡浜市保内町川之石 2 番耕地78番地 2
"	稲 垣 憲 定	八幡浜市保内町川之石11番耕地334番 地 2
"	藤 井 清 治	八幡浜市保内町川之石13番耕地75番地
"	坂 口 正 三	八幡浜市保内町磯崎1792番地
"	山 脇 一 男	八幡浜市保内町磯崎1327番地
"	二 宮 敏 行	八幡浜市保内町喜木津 2 番耕地902番 地
"	柴 田 紳一郎	八幡浜市保内町広早474番地 1
"	橋 岡 公 正	八幡浜市保内町川之石13番耕地110番 地
"	宮 竹 萬次郎	八幡浜市保内町磯崎1301番地 2
監 事	橋 岡 武 志	八幡浜市保内町川之石11番耕地110番 地
"	松 田 治	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地1235番地
"	田 上 稔	八幡浜市保内町宮内10番耕地674番地 2
"	岡 本 恵	八幡浜市保内町磯崎2161番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 野 伊都夫	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地816番地 2
"	井 上 幸 理	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地116番地 1
"	井 上 健 二	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地279番地 4

○愛媛県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都13番 2 から 同町僧都 2 番地先まで	令和元年 6月25日

○愛媛県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1825番から 同町山鳥坂771番まで	旧	メートル 7.0~92.7	キロメートル 2.202	
			新	8.5~52.5	2.156	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子カルテシステムの借入れ（リース）
- (2) 借入物品名及び数量
電子カルテシステム1式（使用に当たり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等1式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書、同別記及び仕様書による。
- (4) 借入期間
引渡日から起算して6年とし、原則として令和2年3月1日から令和8年2月28日までとする。
- (5) 借入場所
愛媛県立子ども療育センター
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始日前日までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立子ども療育センター事務局

〒791 0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089) 955 5530

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和元年8月6日（火）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和元年7月26日（金）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和元年7月26日（金）までの日（土、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和元年8月7日（水）午前11時

愛媛県立子ども療育センター1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和元年7月29日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和元年7月29日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Electronic health record system , 1 set

- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m. , 29 July 2019

- (3) Time limit of tender: 11:00 a.m. , 7 August 2019

(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m. , 6 August 2019)

- (4) For further information , please contact: Secretariat , Ehime

Rehabilitation Center for Children , 2135 Tanokubo , Toon , Ehime 791 0212 Japan

TEL (089)955 5530

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1217

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 6 月 25 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It details changes to Article 14 regarding special duty allowances for police officers, specifically the list of royal family members in item (1).

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1218

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則及び愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 6 月 25 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則及び愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第 1 条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 479）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号、様式第 8 号、様式第 13 号から様式第 15 号の 3 まで、様式第 15 号の 5 から様式第 16 号まで及び様式第 18 号から様式第 25 号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（愛媛県職員退職手当条例第 18 条第 3 項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部改正）

第 2 条 愛媛県職員退職手当条例第 18 条第 3 項の規定による意見陳述の機会に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1074）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

○愛媛県選挙管理委員会告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 5 章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和元年 6 月 25 日

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,165,245
(2) 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 23,305
(3) 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して

得票数 245,656

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,787	14,596
南宇和郡	18,999	6,333
松山市・上浮穴郡	437,079	139,514
今治市・越智郡	140,384	46,795
宇和島市・北宇和郡	77,706	25,902
八幡浜市・西宇和郡	37,815	12,605
新居浜市	100,184	33,395
西条市	91,638	30,546
大洲市・喜多郡	51,311	17,104
伊予市	31,468	10,490
四国中央市	73,863	24,621
西予市	32,818	10,940
東温市	28,193	9,398

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和元年6月25日

電源開発株式会社

代表取締役社長 渡部 肇 史

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 電源開発株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 渡部 肇史
- (3) 所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 (仮称)西予梶原風力発電事業
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規 模 総出力 最大163,400キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県西予市城川町他及び高知県高岡郡梶原町丸他

4 関係地域の範囲

愛媛県西予市、愛媛県大洲市、愛媛県北宇和郡鬼北町、高知県高岡郡梶原町

5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県県民環境部環境局環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）

西予市役所産業建設部経済振興課（愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1）

西予市役所城川支所産業建設課（愛媛県西予市城川町下相945番地）

西予市役所野村支所産業建設課（愛媛県西予市野村町野村12号619番地）

西予市役所明浜支所産業建設課（愛媛県西予市明浜町高山甲3657番地）

西予市役所三瓶支所産業建設課（愛媛県西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1）

鬼北町役場環境保全課（愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1）

鬼北町役場日吉支所（愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山463番地）

大洲市役所市民福祉部市民生活課（愛媛県大洲市大洲690番地の1）

大洲市役所肱川支所地域振興課（愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地）

大洲市役所河辺支所地域振興課（愛媛県大洲市河辺町植松548番地）

(2) 縦覧期間

令和元年6月25日（火）から令和元年7月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

なお、方法書の電子版は当社ホームページにおいて、令和元年6月25日（火）から令和元年7月25日（木）まで閲覧いただけます。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限

令和元年8月8日（木）まで

(2) 提出先

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室（開発）

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和元年7月3日（水）19時30分～21時00分

場所 西予市総合センターしろかわ（西予市城川町下相951番地）

(2) 日時 令和元年7月5日（金）19時30分～21時00分

場所 日吉公民館（鬼北町大字下鍵山463番地）

(3) 日時 令和元年 7月 9日（火）19時30分～21時00分

場所 惣川公民館（西予市野村町惣川288番地）